

徳島県規則第二十五号

徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月二十一日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県計量法関係手数料規則の一部を改正する規則

徳島県計量法関係手数料規則（平成十二年徳島県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表第一号中(一)を削り、(二)を(一)とし、(三)を(二)とし、同表第二号を次のように改める。

二 計量法施行令（平成五年政令第三百二十九号。以下「令」という。）附則第九条第二項に規定する特定計量器	
(一) 令附則第九条第二項第三号に掲げる燃料油メーター	
イ 積算式ガソリン量器	
表示機構の最大指示量が五十リットル以下のもの	千六百円
表示機構の最大指示量が五十リットルを超えるもの	二千百円
ロ イに掲げるものの以外のもの	
口径が三十ミリメートル以下のもの	二千六百円
口径が三十ミリメートルを超えるもの	三千四百円
(二) 令附則第九条第二項第四号に掲げる液化石油ガスメーター	六千三百円

第二条第一項の表第三号を削り、同表第四号中「前三号」を「前二号」に改め、同号を同表第三号とし、同表の備考中「第一号の(二)のイ、第二号及び第四号のイ」を「第一号の(一)のイ及び第三号のイ」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。